2026年11月27日

各　　位

会 社 名　　ブルーイノベーション株式会社
代表者名　　代表取締役社長 最高執行役員　熊田 貴之
（コード：5597、東証グロース市場）
問合せ先　　執行役員 経営管理本部長　佐野 友義
（TEL. 03－6801－8740）

第１回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第11回新株予約権の買入消却並びに第三者割当による第２回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第12回新株予約権の発行に関するお知らせ

記

当社は、2026年11月27日開催の取締役会において、シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社（以下「SCI」といいます。）が無限責任組合員を務めるシンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合１号（以下「SCI投資事業有限責任組合」又は「割当予定先」といいます。）が保有する第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本既存新株予約権付社債」といいます。）及び第11回新株予約権（以下「本既存新株予約権」といい、本既存新株予約権付社債とあわせて、個別に又は総称して、「本既存証券」といいます。）の全てにつき買入消却を行うこと、並びにSCI投資事業有限責任組合を割当予定先とする第三者割当による第２回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。）及び第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本新株予約権付社債の払込資金は、その全額を、本既存新株予約権付社債の買入資金と相殺して決済される予定であり、また、本新株予約権の払込資金は、その全額を、2026年12月14日時点で残存する本既存新株予約権の買入資金と相殺して決済される予定です（以下、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに本既存証券の買入消却を総称して「本リファイナンス」といいます。）。

SCIには資本市場や企業価値向上の支援等に精通したメンバーが参加しており、当社の中長期の経営戦略に深い理解を示していただいております。本既存証券の割当て以降、投資家としての中長期的な視点から、持続的な成長に向けて企業価値が向上するような積極的な業務支援や提案を受けております。当社独自のプラットフォーム「BEP」の機能高度化に向け、AIの研究開発・データ解析に強みを持つ東京大学発のAIスタートアップである株式会社Elithとの戦略的業務提携についても、SCIによる両社の協業に向けた提案・支援が、その実施を後押ししました。

１．募集の概要

（１）本新株予約権付社債

（１）	払　込　期　日	2026年12月14日
（２）	新株予約権の総数	40個
（３）	各社債及び新株予約権の発行価額	社債：金12,500,000円 （各社債の額面金額100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
（４）	当該発行による潜在株式数	623,441株 (1)上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における交付株式数です。 (2)下限転換価額は562円（以下「下限転換価額」といいます。）であり、本新株予約権付社債が全て当該下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、889,679株です。なお、上限転換価額は、修正条件から実質的に当初転換価額となります。
（５）	調達資金の額	500,000,000円 なお、本新株予約権付社債の払込資金は、その全額を、本既存

		新株予約権付社債の買入資金と相殺して決済される予定ですので、実際には払込みは行われません。
（６）	転換価額及び転換価額の修正条件	(1)当初転換価額は、１株当たり 802 円とします。 (2)本新株予約権付社債の転換価額は、2027 年６月 14 日を初回として、毎年６月 14 日及び 12 月 14 日（以下、個別に又は総称して「修正日」といいます。）において、当該修正日に先立つ５連続取引日における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」といいます。）の平均値に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を１円以上下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。 (3)上記(2)にかかわらず、修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とします。
（７）	募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
（８）	割当予定先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合１号
（９）	利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付さない。 償還期日：2030 年 10 月 23 日
(10)	償還価額	額面 100 円につき 100 円
(11)	その他	上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。当社は、SCI 投資事業有限責任組合との間で、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結する予定です。本第三者割当契約において、SCI 投資事業有限責任組合は、払込期日から３か月間は、当社の事前の同意なく本新株予約権付社債の転換を請求しないものとする旨が定められる予定です。但し、以下のいずれかに該当する場合には、かかる転換制限は適用されません。 ① 当社が本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(イ)に基づき本新株予約権付社債の繰上償還に係る通知を行った場合 ② 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けが行われることが公表された場合 ③ 本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)に定める組織再編行為若しくはスクイーズアウト事由に係る決定の公表がなされ、又は支配権変動事由が発生（大量保有報告書等によりその事実が公表された場合を含む。）した場合 ④ 当社が本第三者割当契約に基づき本新株予約権の取得に係る通知を行った場合 また、本第三者割当契約において、下記「６．割当予定先の選定理由等　（５）ロックアップについて」に記載のとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。

（２）本新株予約権

（１）	割当日	2026 年 12 月 14 日
（２）	発行新株予約権数	6,234 個
（３）	発行価額	本新株予約権１個当たり 141 円
（４）	当該発行による潜在株式数	623,400 株（本新株予約権１個につき 100 株） 下限行使価額は 562 円（以下「下限行使価額」といいます。）ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 623,400 株で

	す。なお、上限行使価額は、修正条件から実質的に当初行使価額となります。
（５） 調達資金の額	500,845,794円（注）
（６） 行使価額及び行使価額の修正条件	(1)当初行使価額は、１株当たり802円とします。 (2)本新株予約権の行使価額は、2027年６月14日を初回として、修正日において、修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を１円以上下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。 (3)上記(2)にかかわらず、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。
（７） 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
（８） 割当予定先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合１号
（９） その他	上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。本第三者割当契約において、SCI投資事業有限責任組合は、払込期日から３か月間は、当社の事前の同意なく本新株予約権を行使しないものとする旨が定められる予定です。但し、以下のいずれかに該当する場合には、かかる行使制限は適用されません。 ① 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けが行われることが公表された場合 ② 本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(ロ)に定める組織再編行為若しくはスクイーズアウト事由に係る決定の公表がなされ、又は支配権変動事由が発生（大量保有報告書等によりその事実が公表された場合を含む。）した場合 ③ 当社が本第三者割当契約に基づき本新株予約権の取得に係る通知を行った場合 また、本第三者割当契約において、下記「２．募集の目的及び理由　（２）本リファイナンスの概要及び選択理由」に記載のとおり、割当予定先による取得請求権及び当社による取得請求権に関する条項が定められる予定です。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合並びに当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

２．募集の目的及び理由

（１）本リファイナンスの主な目的

当社は、2025年10月23日付で、SCI投資事業有限責任組合を割当先として、本既存新株予約権付社債及び本既存新株予約権を発行いたしました（以下「前回の資金調達」といいます。）。

しかしながら、その後の当社株価は、本既存証券の転換価額及び行使価額である2,472円を下回る水準で推移し、当初想定していた株式への転換及び新株予約権の行使が進んでいない状況にあります。

前回の資金調達では、調達した資金を研究開発費、マーケティング費及びM&A待機資金に充当することを予定しておりましたが、当初の充当予定額が合計1,206百万円であったのに対し、現時点における資金の充当状況は、研究開発費75.5百万円、マーケティング費22.4百万円、M&A待機資金については実績がなく、合計約97.9百万円（2026年９月30日現在）となっております。また、本既存新株予約権については、これまで行使が行われておらず、当初予定していた行使による資金調達は実現しておりません。前回の資金調達により調達した資

金の差引手取概算額である687.8百万円から充当済みの97.9百万円を差し引いた残額である589.9百万円は、今後の資金需要を踏まえ、支出予定時期である2029年９月末までに、各資金使途への充当を進める予定です。

一方、当社は2027年12月期の営業黒字化に向け、下水道・水インフラを中心とした社会インフラ点検分野及び防災・ドローンポート関連分野への経営資源の集中、既存技術の標準商品化、継続収益の拡大及び外部パートナーの活用による収益構造の改善を進めております。これらの成長戦略を推進するためには、引き続き重点領域における研究開発、マーケティング活動及び事業基盤の強化に向けた資金を確保する必要があります。

また、当社は、2026年12月期第３四半期累計期間において営業損失を計上し、同四半期末において債務超過となっております。本既存新株予約権付社債には一定の財務制限条項が付されており、今後の財務状況によっては本既存新株予約権付社債の繰上償還が必要となる可能性があることから、財務基盤の安定化に向けた対応が必要と判断しております。

このような財務状況において、当社は、既存の新株予約権付社債に係る繰上償還に伴う資金負担への対応に加え、自己資本の拡充及び成長戦略の推進に必要な資金の確保を重要な経営課題と認識しております。これらの課題に対応するためには、借入金や普通社債による資金調達のみではなく、自己資本の拡充につながる資本性の資金調達を進めることが必要であると判断しております。

こうした状況を踏まえ、当社はSCIとの間で、本既存証券の条件を見直すための協議を進めてまいりました。資金調達の手法としては、公募増資及び株主割当増資（ライツ・オファリングを含みます。）もあり得ますが、現在の財務状況、株価水準及び株式の流動性を踏まえると、必要な規模の資金を調達することは困難であり、また準備に相応の時間と費用を要します。また、普通株式の第三者割当増資については、一度に多数の株式を発行するため、払込時点で大規模な希薄化が生じ、既存株主への影響が大きくなります。また、本既存新株予約権付社債の償還に備えた資金を別途手当てする必要が残ります。従って、これらの他の資金調達手法は、現在の当社の置かれている状況を踏まえるといずれも最善の方法ではないものと判断いたしました。このような他の資金調達手法との比較も含め、SCIとの間で当社にとって最善と考えられる手法を検討した結果、本既存新株予約権付社債及び本既存新株予約権を買入消却するとともに、新たに転換価額及び行使価額の修正条項を付した本新株予約権付社債及び本新株予約権を発行することといたしました。

本リファイナンスにより、本既存新株予約権付社債に係る将来的な償還負担への対応を図るとともに、本既存証券に代えて転換価額・行使価額が修正される本新株予約権付社債及び本新株予約権を発行し、株価動向に応じた転換・行使を可能とすることで、本既存新株予約権により調達できなかった金額の調達を目指すとともに、自己資本の充実及び資金調達の実現可能性を高めることを目指しております。なお、本新株予約権による資金調達は、前回の資金調達において本既存新株予約権の行使が行われなかったことにより調達できなかった資金を補う側面を有しており、その資金使途には前回の資金調達における資金使途と共通する事業領域が含まれております。一方で、当社の現在の事業戦略及び今後の資金需要を踏まえ、具体的な資金使途及び充当予定額を見直しております。なお、前回の資金調達により既に調達した資金と、本新株予約権の行使により調達する資金については、同一の支出に重複して充当することのないよう、適切に管理してまいります。

当社は、2027年12月期の営業黒字化に向けて、社会インフラ分野を中心とした重点事業への経営資源の集中と収益構造の改善を進めており、本リファイナンスを、こうした経営方針を推進するための財務基盤強化の一環として位置付けております。

なお、本既存証券の買入消却の内容につきましては、以下に記載のとおりです。

＜買入消却の内容＞
本既存新株予約権付社債の買入消却

（１）　銘柄	ブルーイノベーション株式会社第１回無担保転換社債型新株予約権付社債
（２）　買入日	2026年12月14日
（３）　買入金額	額面金額100円につき金100円（総額500,000,000円）

（４）	買入資金	本リファイナンスによる調達資金
（５）	消却日	2026 年 12 月 15 日
（６）	消却後残存額 面金額	０円

本既存新株予約権の買入消却

（１）	銘柄	ブルーイノベーション株式会社第 11 回新株予約権
（２）	買入日	2026 年 12 月 14 日
（３）	買入個数・金額	残存未行使個数 2,100 個 １個につき金 1,853 円（総額 3,891,300 円）
（４）	買入資金	本リファイナンスによる調達資金
（５）	消却日	2026 年 12 月 15 日
（６）	消却後残存新株予約権数	０個

本第三者割当に係る調達額の内訳・使途・支出時期の詳細は、下記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期」にて記載しているとおりです。また、本日付けで公開する本第三者割当に係る「リファイナンスに関する補足説明資料」もご参照ください（なお、「リファイナンスに関する補足説明資料」は、本プレスリリースの記載内容を要約して説明するものです。）。

（２）本リファイナンスの概要及び選択理由

① 本リファイナンスの概要

本新株予約権付社債の払込資金は、その全額を、本既存新株予約権付社債の買入資金と相殺して決済される予定であり、また、本新株予約権の払込資金は、その全額を、2026 年 12 月 14 日時点で残存する本既存新株予約権の買入資金と相殺して決済されるため、この点において、本リファイナンスは既存の証券の実質的な設計・条件の変更という側面を有しています。本既存新株予約権付社債の転換価額及び本既存新株予約権の行使価額は、それぞれ１株当たり 2,472 円に固定されておりましたが、本新株予約権付社債の転換価額は、2027 年６月 14 日を初回として、各修正日において、修正日価額が、当該修正日の直前に有効な転換価額を１円以上下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます（修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とします。）。また、本新株予約権の行使価額も、同様に、2027 年６月 14 日を初回として、各修正日において、修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を１円以上下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます（修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。）。修正日価額は、一時的な株価変動の影響を平準化するため、単日の終値ではなく、修正日に先立つ５連続取引日における東証終値の平均値を用いています。

なお、上述のとおり、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、上方には修正されず、下方にのみ修正されますが、当該修正条件は、割当予定先より提案を受け、その他の諸条件とあわせて交渉した結果合意に至ったものです。①本リファイナンスの目的は、株価と大きく乖離した固定価額（2,472 円）のために転換・行使が進まなかった本既存証券を、株式への段階的な転換が進む本新株予約権付社債及び本新株予約権に置き換え、本既存新株予約権付社債の繰上償還リスクを回避しつつ、負債を自己資本に振り替えていくことにあり、②当社は 2026 年 12 月期第３四半期末において債務超過となっており、株価が下落した局面でも転換の可能性が維持される下方修正の設計は、自己資本の拡充という目的に直結し、③上方修正を設ける場合、割当予定先の経済性を補うために修正時の価額へのディスカウントや利息の付与等が必要となることで当社の負担が大きくなるおそれがあり、また、上方修正により行使価額が引き上げられると行使の誘因が低下し、資金調達の確実性がかえって損なわれるおそれもあります。これらの点を含めて総合的に検討した結果、既存株主の利益と転換・行使の促進との均衡を図るという観点から、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、下方にのみ修正される設計といたしました。なお、既存株主の皆様への影響にも配慮し、①当初転換価額・当初行使価額及び修正日価額はいずれも５連続取引日の東証終値の平均値の 100%とし、ディスカウントを付していないこと、②修正

の頻度を６か月に１回に限定していること、③本新株予約権付社債の下限転換価額を当初転換価額の 70%とし、転換により交付される株式数の上限をこの下限転換価額に基づいて画するとともに、本新株予約権の目的である株式の数は、行使価額が修正されても変動しないため、希薄化の規模の最大値は発行時に確定し、これを上回ることがないこと、④株価が当初転換価額の 130%以上で 20 連続取引日推移した場合には当社が本新株予約権付社債を繰上償還できること、⑤払込期日から３か月間は原則として転換・行使が行われないこと、といった条件も組み合わせております。

② 本リファイナンスの選択理由

当社は、本既存証券の転換及び行使状況並びに当社の財務状況を踏まえ、財務基盤の安定化及び自己資本の充実に向けた対応について検討を進めてまいりました。

その中で、本既存新株予約権付社債については、繰上償還に伴う資金負担への対応が重要である一方、既存証券の固定された転換価額及び行使価額の下では、株価動向によって転換及び行使が進みにくい状況にありました。すなわち、本既存新株予約権付社債には、財務制限条項抵触事由（以下に定義します。）を理由とする繰上償還条項が付されております。具体的には、当社の 2025 年 12 月期以降の各事業年度末日における通期の貸借対照表（但し、連結貸借対照表を作成している場合には連結貸借対照表）に記載される純資産合計の金額が、直前の事業年度末日における通期の貸借対照表（但し、連結貸借対照表を作成している場合には連結貸借対照表)に記載される純資産合計の額の 75%を下回った場合で､かつ当社の 2025 年 12 月期以降に終了するいずれかの事業年度を最終年度とする３連続事業年度中の各事業年度における通期の損益計算書（但し、連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載される経常損益がいずれも損失であった場合には、本既存新株予約権付社債の発行要項の定める財務制限条項抵触事由に該当いたします。財務制限条項抵触事由に該当した場合、SCI 投資事業有限責任組合は、当社との間で 2025 年 10 月 23 日付で締結した本既存証券に係る第三者割当契約に従い、財務制限条項抵触事由が生じた日を含む事業年度の翌事業年度において財務制限条項抵触事由が解消しなかった場合には、本既存新株予約権付社債の繰上償還を請求できることとされております。この点について、当社の 2025 年 12 月期の純資産額は 205,261 千円（2024 年 12 月期の純資産額である 633,346 千円の約 32.41%）であり、かつ当社は 2023 年 12 月期以降の３連続事業年度においていずれも経常損失を計上しておりますので、2026 年 12 月期の時点で財務制限条項抵触事由を解消することができなかった場合には、SCI 投資事業有限責任組合に対して本既存新株予約権付社債の繰上償還を行う必要が生じる可能性があります。

そのため、当社は、2026 年 10 月より、本既存証券の買入消却と新たな証券の発行を一体的に実施し、転換価額及び行使価額に修正条項を設けることで、株価動向に応じた転換及び行使を可能とする方法について、SCI との間で協議を進めてまいりました。その後、同年 11 月にかけて具体的な発行条件等について協議・調整を重ねた結果、本既存新株予約権付社債の繰上償還によって当社のキャッシュ・フローの状況及び財務状況に悪影響を及ぼすことを避け、かつ、本既存証券の転換価額及び行使価額は固定の金額であったものの、本新株予約権付社債及び本新株予約権については転換価額及び行使価額が６か月に１回の頻度で修正される修正条項を付すことで、転換・行使を促進する設計へと実質的に変更することについて合意に至り、本リファイナンスについて決定いたしました。本既存新株予約権付社債を買入消却することで、財務制限条項抵触による本既存新株予約権付社債の繰上償還が必要となる事態を避けることができ、また、本新株予約権付社債については、2026 年 12 月期末の時点での財務状況の悪化を理由として直ちに繰上償還を求められることのないよう、下記「（本リファイナンスの特徴）」に記載のとおり、本第三者割当契約において、本新株予約権付社債の繰上償還事由に関する合意を行う予定です。

本リファイナンスは、本既存新株予約権付社債の買入資金と本新株予約権付社債の払込資金を相殺することにより、借換えに伴う新たな資金負担を抑制しつつ、将来的な株式転換による自己資本の充実及び本新株予約権の行使による資金調達を図ることができるものです。

当社は、本既存証券の繰上償還リスクへの対応、財務基盤の安定化及び将来的な資本増強の可能性を総合的に勘案した結果、本リファイナンスが現時点において適切な方法であると判断し、実施することといたしました。

（本リファイナンスの特徴）
［メリット］
① 本リファイナンスにより、本既存新株予約権付社債の買入消却と新たな新株予約権付社債の発行を一体的に実施することで、本既存新株予約権付社債の繰上償還に伴う資金負担への対応を図ることができます。
② 本新株予約権付社債が当社普通株式に転換された場合には、負債の減少及び自己資本の増加が見込まれます。また、本新株予約権が行使された場合には、資金調達及び自己資本の充実につながります。
③ 本新株予約権付社債及び本新株予約権には、転換価額及び行使価額の修正条項が付されており、株価動向に応じて転換又は行使が進む可能性があります。このため、固定された転換価額及び行使価額を有する既存証券と比較して、転換及び行使の実現可能性を高めることが期待されます。
［デメリット］
① 本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使は、当社の株価動向や市場環境等に左右されるため、転換及び行使が完了するまでに一定の期間を要する可能性があります。
② 本新株予約権については、当社株価が行使価額を上回る場合であっても、割当予定先による行使が行われるとは限らず、資金調達の時期及び金額には不確実性があります。また、行使価額が下方修正された場合には、当初想定した調達額を下回る可能性があります。
③ 本新株予約権付社債の転換価額は、株価動向に応じて当初転換価額より低い水準に修正される可能性があり、その場合、転換により交付される株式数が増加するため、既存株主の持株比率及び１株当たりの株式価値が当初転換価額で転換された場合よりも希薄化する可能性があります。
④ 本新株予約権付社債及び本新株予約権の転換価額及び行使価額は、原則として６か月ごとに下方修正される設計であり、株価が下落した場合には、当初転換価額及び当初行使価額を下回る水準で転換又は行使が行われる可能性があります。このため、固定価格型の既存証券と比較して、株価下落局面における希薄化の影響が大きくなる可能性があります。

繰上償還条項について

本新株予約権付社債には、財務制限条項抵触による繰上償還条項が付されております。具体的には、割当予定先は、財務制限条項抵触事由が生じた場合には、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の 10 銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。「財務制限条項抵触事由」とは、当社の 2026 年 12 月期以降の各事業年度末日における通期の貸借対照表（但し、連結貸借対照表を作成している場合には連結貸借対照表）に記載される純資産合計の金額が、直前の事業年度末日における通期の貸借対照表（但し、連結貸借対照表を作成している場合には連結貸借対照表）に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合で、かつ当社の2026年 12 月期以降に終了するいずれかの事業年度を最終年度とする３連続事業年度中の各事業年度における通期の損益計算書（但し、連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載される経常損益がいずれも損失であった場合をいいます。

もっとも、財務制限条項抵触による繰上償還条項に関しては、SCI 投資事業有限責任組合と協議した結果、本第三者割当契約において特則を設ける予定です。具体的には、2026 年 12 月期を基準期とした財務制限条項抵触事由が生じた場合、当社は、以下の(1)に該当する場合、割当予定先に対して、本第三者割当契約の規定に従い改善計画を提出しなければならず、当該改善計画が提出されなかった場合、又は以下の(1)及び(2)の条件をいずれも充足する場合に限り、割当予定先は繰上償還を請求することができる旨を合意する予定です。
(1) 2027 年 12 月期の中間貸借対照表（但し、中間連結貸借対照表を作成している場合には中間連結貸借対照表）に記載される純資産合計の金額が、０円を下回ったこと
(2) 2027 年 12 月期の通期の貸借対照表（但し、連結貸借対照表を作成している場合には連結貸借対照表）に記載される純資産合計の金額が、０円を下回ったこと

なお、上述した財務制限条項抵触による繰上償還条項の特則は 2026 年 12 月期を基準期とした財務制限条項抵触事由が生じた場合にのみ適用されるものであり、2027 年 12 月期以降に財務制限条項抵触事由が生じた場合、当社は、割当予定先に対して、本第三者割当契約の規定に従い改善計画を提出しなければならず、当該改善計画が提出されなかった場合、又は財務制限条項抵触事由が生じた日を含む事業年度の翌事業年度において財務制限条項抵触事由が解消しなかった場合に限り、財務制限条項抵触による繰上償還を請求することができる旨を合意する予定です。

また、本新株予約権付社債には、上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還条項も付されております。具体的には、上場廃止事由等が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、繰上償還日の 10 銀行営業日（但し、東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には 20 銀行営業日）以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第１項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して６か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいいます。

もっとも、上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還条項に関しても、SCI 投資事業有限責任組合と協議した結果、本第三者割当契約において特則を設ける予定です。具体的には、2026 年 12 月期の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となったことに起因して繰上償還事由が発生した場合であっても、本社債の繰上償還を請求することはできない旨を合意する予定です。すなわち、仮に 2026 年 12 月期の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となった場合には、財務制限条項抵触による繰上償還条項に該当し、さらに 2026 年 12 月期の末日の翌日から起算して６か月を経過する日までに債務超過が解消されなければ上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還条項にも該当することになりますが、割当予定先は、2026 年 12 月期の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となったことに起因する上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還はできず、上述した要件を満たす場合に限り、財務制限条項抵触による繰上償還のみを請求することができます。

なお、上述した上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還条項の特則は、2026 年 12 月期の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となった場合にのみ適用されるものであり、2027 年 12 月期以降の各事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となった場合には適用されません。また、上述した各繰上償還条項以外の、他の本新株予約権付社債に定められた繰上償還条項に基づく繰上償還については、制限されておりません。

取得請求権について

本新株予約権については、本第三者割当契約において割当予定先による取得請求権及び当社による取得請求権が規定される予定です。

まず、割当予定先による取得請求権については、本第三者割当契約及び本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)①乃至⑥の規定に基づき本新株予約権付社債の繰上償還請求を行うための要件を充足した場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して、取得を希望する日（以下「取得日」といいます。）の 10 銀行営業日（但し、東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがあることを理由とする繰上償還請求を行うための要件のみを充足した場合には 20 銀行営業日）以上前に事前通知を行った上で、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる旨が定められる予定です。当社は、取得日において、(i)発行要項第 11 項第(2)号(ロ)①、②、④又は⑤の要件を充足した場

合は、取得日の前営業日（但し、公開買付け又は組織再編行為が公表されている場合には、取得日の前営業日と当該公表日の前営業日のいずれか割当予定先に有利な時点）における株価、残存行使期間、株価変動性、金利その他の算定時点の諸条件に基づき、本新株予約権の発行時の評価と同一の算定方法により、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関として当社及び割当予定先の合意により選定される第三者算定機関が改めて算定した本新株予約権１個当たりの価値（以下「取得時評価額」といいます。）にて、(ii)発行要項第 11 項第(2)号(ロ)③又は⑥の要件を充足した場合は、本新株予約権１個当たりの払込金額と同額にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得します。

本新株予約権の発行要項には取得条項が設けられておらず、組織再編行為の際の承継の定めもありません。そのため、組織再編行為、公開買付け、上場廃止事由等、支配権変動、スクイーズアウトといった事由が生じた場合、割当予定先は行使の機会や行使により取得する株式の流動性を失い、投資資金の回収手段がなくなるおそれがあります。一方で、本新株予約権付社債には同様の事由について繰上償還請求権が付されています。SCI 投資事業有限責任組合と協議した結果、本新株予約権についても本新株予約権付社債の繰上償還請求の要件を充足した場合に取得を請求できるものとし、両証券の取扱いの平仄を合わせることとしました。

次に、当社による取得請求権については、本第三者割当契約及び本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)①又は⑤の規定に基づき本新株予約権付社債の繰上償還請求を行うための要件を充足した場合には、当社は、その選択により、割当予定先に対して、取得日の 10 銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる旨が定められる予定です。当社は、取得日において、取得する本新株予約権１個当たりの対価として、取得時評価額と本源的価値（取得日の前営業日（但し、公開買付け又は組織再編行為が公表されている場合には、取得日の前営業日と当該公表日の前営業日のいずれか割当予定先に有利な時点）の東証終値から、取得日の前営業日に有効な本新株予約権の行使価額を控除した額（零を下回る場合は零とします。）に、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額をいいます。）のいずれか高い金額を支払うことで、当該取得請求に係る本新株予約権を取得します。

本新株予約権の発行要項には当社による取得条項を設けられていませんが、当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換・株式移転その他の組織再編行為や、上場廃止を伴うスクイーズアウト等の際に本新株予約権が残存する場合、当該取引の実行の支障となり得ます。当社は、SCI 投資事業有限責任組合から当社による取得請求権の提案を受け協議した結果、上記のとおり一定の場合に限り当社が本新株予約権を取得できるものとし、当社の組織再編行為等の円滑な実施に配慮する一方で、上記のとおり取得価格を取得時点における本新株予約権の価値（取得時評価額）とし、本源的価値を下限とすることで、割当予定先の経済的利益との均衡を図ることとしました。

転換・行使制限について

また、株式価値の希薄化が生じる時期を可能な限り遅らせることができるよう SCI 投資事業有限責任組合と協議した結果、本リファイナンス後の企業価値向上と持続的な成長を確認するために相当な期間として、本新株予約権付社債の発行日から３か月間は当社の事前の同意なく本新株予約権付社債の転換を請求しない旨を、また、本新株予約権の発行日から３か月間は当社の事前の同意なく本新株予約権を行使しない旨を本第三者割当契約で合意する予定です（但し、下記「６．割当予定先の選定理由等　（３）割当予定先の保有方針」に記載のとおり、一定の場合にはかかる制限は適用されません。）。なお、当社が本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使に事前に同意し、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使が行われた場合には、速やかにお知らせいたします。一方で、SCI 投資事業有限責任組合は、当社のようにグロース市場等に上場する成長企業に対してその成長加速を支援することを目的としたファンドであり、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権を行使し、また、本新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収）を目的としていることから、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が可能な期間において、当社の財務状況、資本政策、当社普通株式の株価及び市場環境等を総合的に勘案の上で SCI 投資事業有限責任組合が適

切と判断した時点で、株式への転換が行われることとなります。なお、当社は、SCI 投資事業有限責任組合から、本新株予約権付社債及び本新株予約権については、転換又は行使を完了するまでの間保有する方針であり、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により取得した当社普通株式については、長期保有は予定しておらず、当社普通株式の株価、市場動向及び出来高等を勘案し、市場への影響に配慮しつつ、市場での売却、又は当社の事業成長や資本政策に資する戦略的な相手先及び機関投資家等への譲渡のうち、当該時点においてより適切な方法を選択し、順次売却又は譲渡を進めることで、投資資金の流動化を図る方針である旨の説明を口頭にて受けております。

以上の点により、既存株主の利益に配慮することを前提に当社の資金ニーズに対応しながら、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことが SCI 投資事業有限責任組合の利益にもつながるため、本第三者割当契約を締結した上で、第三者割当の方法により本新株予約権付社債及び本新株予約権を発行することが最も適した調達方法であるという結論に至りました。

3．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

調達する資金の総額	1,000,845,794 円
本新株予約権付社債の発行価額の総額	500,000,000 円
本新株予約権の発行価額の総額	878,994 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額	499,966,800 円
発行諸費用の概算額	16,885,600 円
差引手取概算額	983,960,194 円

（注）1．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合並びに当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、本新株予約権付社債及び本新株予約権の公正価値算定費用、割当予定先の調査費用、第三者委員会に係る費用、弁護士費用、その他諸費用であります。

（2）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 983 百万円については、下記表記載の資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 研究開発費	250	2026 年 12 月～2030 年 10 月
② マーケティング費	100	2026 年 12 月～2030 年 10 月
③ M&A 待機資金	130	2026 年 12 月～2030 年 10 月
④ 本既存証券の買入資金	503	2026 年 12 月
合計	983	－

（注）1．上記使途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。

2．実際に調達した資金は、上記具体的な資金使途の支払が発生した順に応じて充当いたしますが、優先順位としては②、③、①の順となります。

3．本新株予約権付社債の払込資金については、本第三者割当契約に基づき、払込期日に本既存新株予約権付社債の買入資金（500,000,000 円）と本新株予約権付社債の発行価額の総額（500,000,000 円）を相殺して決済するものです。なお、本既存新株予約権付社債の発行により調達した資金の使途及び充当状況は、下記「10．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況　（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況」をご参照ください。

4．本新株予約権の払込資金については、本第三者割当契約に基づき、払込期日に本既存新

株予約権の買入資金（3,891,300円）のうち878,994円と本新株予約権の発行価額の総額（878,994円）を相殺して決済するものです。差額の3,012,306円については、当社から割当予定先に現金で支払う予定です。

資金使途に関する詳細は、以下のとおりです。

① 研究開発費（総額250百万円）

当社は、Blue Earth Platform®（BEP）を中核として、ドローン・ロボティクス等を活用した社会インフラの点検、防災及び設備管理分野におけるソリューションの開発・提供を進めております。

今後は、2027年12月期の営業黒字化を目指し、幅広い技術開発を推進する従来の方針から、収益性及び市場成長性の高い事業領域への経営資源の集中、既存技術の標準商品化並びに継続的な収益の確保を重視した研究開発へと重点を移してまいります。

本研究開発費については、主として以下の領域に充当する予定です。

（ⅰ）下水道・水インフラを中心とした点検ソリューションの高度化

下水道管路、水処理施設等の社会インフラを対象として、ドローン・ロボット等による点検業務の効率化、省人化及び安全性向上に資する機能開発を進めます。

具体的には、点検データの取得・管理・分析機能の高度化、異なる点検機器との接続性向上、現場運用の標準化及び既存の点検ソリューションとの連携強化等を推進します。

また、個別案件ごとの開発負担を抑制し、複数の顧客・現場への横展開を可能とすることで、導入効率及び収益性の向上を図ります。

（ⅱ）防災・ドローンポート関連ソリューションの商用化推進

BEPポートを中心に、自治体や社会インフラ事業者等における平時の設備点検及び災害発生時の初動対応を想定した機能拡張を進めます。

具体的には、ドローンポートの遠隔運用、自動運航、通信・監視機能との連携、対応機体の拡充及び運用管理機能の高度化等に取り組みます。

これらの開発を通じて、既存の導入案件で得られた知見を共通機能として蓄積するとともに、製品・サービスの標準化を進め、導入から保守・運用に至る継続的な収益機会の拡大を目指します。

（ⅲ）Blue Earth Platform®の共通基盤強化及び標準商品化

各ソリューションに共通するデバイス管理、データ連携、遠隔監視、セキュリティ及び運用管理機能等について、必要な機能の強化を進めます。

また、開発投資の効率性を高めるため、各事業で共通利用できる機能の標準化を推進するとともに、外部パートナーの技術・製品を活用した開発体制の最適化を図ります。

これにより、個別開発への依存度を低減し、開発期間の短縮、保守・運用コストの抑制及び継続収益の拡大につなげてまいります。

② マーケティング費（総額100百万円）

当社は、社会インフラの老朽化対策及び防災・減災に対する需要の拡大を背景として、官公庁、地方自治体、インフラ事業者等を対象に、当社ソリューションの普及及び販売拡大を進めております。

今後は、営業活動の効率性及び受注確度の向上を重視し、重点事業領域に対象を絞ったマーケティング活動を推進してまいります。

本マーケティング費については、主として以下の施策に充当する予定です。

（ⅰ）重点事業領域における需要創出及び顧客開拓

下水道・水インフラ点検並びに防災・ドローンポート関連分野を中心として、官公庁、地方自治体、インフラ事業者等に対する製品・サービスの認知向上及び案件創出を図ります。

具体的には、重点分野の展示会・セミナーへの出展、製品紹介資料及び導入事例の整備、デジタルマーケティング等を実施します。

（ⅱ）提案活動の標準化及び受注転換率の向上

顧客課題及び導入効果を明確化した提案資料、運用事例、技術説明資料等を整備し、営業活動の効率化を進めます。

また、既存顧客への追加導入や他拠点への展開を促進するとともに、実証から商用導入への移行を支援することで、案件化及び受注転換率の向上を図ります。

（ⅲ）パートナーを活用した販路拡大

インフラ点検、設備管理、防災等の分野において顧客基盤や施工・保守体制を有する事業会社との連携を推進します。

当社が保有する技術・ソリューションとパートナー企業の販売・施工・保守機能を組み合わせることで、当社単独での営業体制拡大に依存しない販売網の構築及び市場開拓を目指します。

③ M&A 待機資金（総額 130 百万円）

当社は、社会インフラ関連事業の成長及び収益基盤の強化に向けて、既存事業との相乗効果が期待できる企業・事業との提携や M&A を、事業戦略上の選択肢の一つとして検討しております。

今後の M&A については、事業規模の拡大そのものを目的とするのではなく、当社が重点領域とする社会インフラ点検及び防災関連事業における事業基盤の強化、顧客基盤の拡充並びに収益性の向上に資する案件を中心に検討してまいります。

具体的には、以下のような事業・機能を対象として想定しております。

・橋梁、道路、下水道等の社会インフラに関する点検・調査業務及び関連する顧客基盤

・ドローン・ロボット等を活用した現場運用、施工、保守及び設備管理に関する機能

・当社ソリューションとの連携により継続的な収益の獲得が期待できる事業及びサービス

M&A の実施にあたっては、対象事業の収益性、当社の既存事業との相乗効果、取得後の運営体制及び投資回収の見通し等を慎重に検討し、財務健全性の確保を前提として判断いたします。

なお、現時点において具体的な取得案件や実行時期が確定しているものではなく、対象案件の検討状況等に応じて、必要な支出の時期及び金額を決定する予定です。

また、上記支出予定期間内に M&A が実施されない場合、又は M&A への充当額が当初予定額を下回る場合には、未充当額を当社の重点事業領域における研究開発費及びマーケティング費に充当する予定です。

具体的には、M&A 待機資金 130 百万円の全額が未充当となった場合、下水道・水インフラ点検ソリューションの高度化、防災・ドローンポート関連ソリューションの商用化及び Blue Earth Platform®（BEP）の共通基盤強化・標準商品化等に係る研究開発費として 100 百万円を、重点事業領域における顧客開拓、販売促進活動及び外部パートナーを活用した販路拡大等に係るマーケティング費として 30 百万円を、それぞれ追加的に充当する予定です。

なお、M&A への充当額が当初予定額を下回る場合には、未充当額の範囲内で上記代替使途への充当額を決定するものとし、資金使途に重要な変更が生じた場合には、適切に開示いたします。

④ 本既存証券の買入資金（総額 503 百万円）

本リファイナンスに伴い、SCI 投資事業有限責任組合が保有する本既存新株予約権付社債及び本既存新株予約権の全てを買い入れ、消却する予定です。

本既存新株予約権付社債の買入代金 500 百万円については、本新株予約権付社債の発行価額の総額 500 百万円と相殺して決済する予定であり、当該相殺決済により新たな資金流入又は同額の現金支出が生じるものではありません。

また、本既存新株予約権の買入代金については、本新株予約権の発行に係る払込金額との相殺決済を予定しており、差額の 3,012,306 円については、当社から割当予定先に現金で支払う予定です。

本リファイナンスにより既存証券の買入消却と新証券の発行を一体的に実施し、本既存新株予約権付社債に係る償還リスクへの対応を図るとともに、将来的な自己資本の充実及び資金調達の実現可能性を高めてまいります。

4．資金使途の合理性に関する考え方

当社は、2027 年 12 月期の営業黒字化に向けて、重点事業領域への経営資源の集中、既存技術・ソリューションの標準商品化、継続収益の拡大及び外部パートナーの活用を基本方針とし

て、事業構造の転換と収益性の改善を進めております。

今回の資金調達においては、下水道・水インフラを中心とした社会インフラ点検分野及び防災・ドローンポート関連分野を重点領域と位置付け、研究開発費 250 百万円を、既存技術の高度化、共通機能の標準化及び商用化の推進等に充当する予定です。また、マーケティング費 100 百万円については、重点領域における顧客開拓、提案活動の効率化及びパートナーを活用した販路拡大等に充当することで、受注機会の拡大及び営業効率の向上を図ります。

さらに、M&A 待機資金 130 百万円については、既存事業との相乗効果及び収益性を重視し、社会インフラ点検・防災分野における事業基盤の強化や継続収益の拡大に資する案件への活用を想定しております。なお、M&A への資金充当が行われない場合には、未充当額を重点事業領域における研究開発費及びマーケティング費に追加的に充当することで、当社の成長戦略の推進に活用する予定です。

一方、本リファイナンスに伴う本既存証券の買入消却については、本既存新株予約権付社債の償還リスクへの対応を図るとともに、転換価額及び行使価額の修正条項を付した新たな証券への切替えにより、将来的な自己資本の充実及び資金調達の実現可能性を高めることを目的としております。なお、本既存新株予約権付社債の買入代金 500 百万円は、新たに発行する本新株予約権付社債の払込金額と相殺して決済する予定です。

当社は、これらの資金使途が、2027 年 12 月期の営業黒字化に向けた収益構造の改善と財務基盤の安定化に資するものであり、中長期的な企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えております。以上より、本第三者割当による資金使途には合理性があるものと判断しております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①　本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び SCI 投資事業有限責任組合との間で締結する本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町４番１号、代表者：山本　顕三、以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び SCI 投資事業有限責任組合との間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026 年 11 月 26 日）の市場環境や SCI 投資事業有限責任組合の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価(782 円)、予定配当額(０円／株)、無リスク利子率(2.0%)、ボラティリティ(79.4%)、クレジットスプレッド（2.2%－4.8%）及び市場出来高、SCI 投資事業有限責任組合が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等）を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である額面 100 円当たり 85.1 円から 90.8 円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、SCI 投資事業有限責任組合との協議を経て、本新株予約権付社債の払込金額を額面 100 円当たり 100 円としました。また、転換価額につきましては、SCI 投資事業有限責任組合との間での協議を経て、発行決議日に先立つ５連続取引日における東証終値の平均値に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額に決定いたしました。

当社は、本新株予約権付社債の発行価額が赤坂国際会計の算定した価値評価額（各社債の金額 100 円につき金 85.1 円から金 90.8 円）の下限を下回らない水準であり、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較し、新株予約権の実質的な対価（社債額面 100 円当たり 13.9 円から 20.3 円）が新株予約権の公正な価値（社債額面 100 円当たり 2.2 円）を上回っており、その評価手続について特に不合理な点がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査等委員会から、本新株予約権付社債の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値評価額の下限を下回らない水準であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及びSCI投資事業有限責任組合との間で締結する本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価についても、同じ第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年11月26日）の市場環境やSCI投資事業有限責任組合の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（782円）、予定配当額（０円／株）、無リスク利子率（2.0%）、ボラティリティ（79.4%）、クレジットスプレッド（2.2%－4.8%）及び市場出来高、SCI投資事業有限責任組合が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、SCI投資事業有限責任組合との間での協議を経て当該評価額と同額で、本新株予約権１個の払込金額を141円としました。また、行使価額につきましては、SCI投資事業有限責任組合との間での協議を経て、発行決議日に先立つ５連続取引日における東証終値の平均値に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額に決定いたしました。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に当該評価額と同額であるため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値評価額と同額であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の全部が、当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数623,441株及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数623,400株を合算した総株式数は1,246,841株であり、2026年６月30日現在の当社発行済株式総数4,075,101株に対し最大30.60%（2026年６月30日現在の当社議決権個数40,584個に対しては最大30.72%）の割合の希薄化が生じます。なお、本新株予約権付社債の全部が、下限転換価額で全て転換された場合に交付される株式数889,679株（議決権数8,896個）及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数623,400株（議決権数6,234個）を合算した総株式数は1,513,079株（議決権数15,130個）であり、2026年６月30日現在の当社発行済株式総数4,075,101株に対し最大37.13%（2026年６月30日現在の当社議決権個数40,584個に対しては最大37.28%）の割合の希薄化が生じます。従って、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本第三者割当は大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、本リファイナンスは、上記「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、本既存新株予約権付社債の繰上償還を回避するとともに、株式への段階的な転換の促進を図ることで今後発生する償還義務を回避するためのものであることから、希薄化が株主の皆様に与える影響を考慮してもなお、本第三者割当の希薄化の規模は合理的であると判断しました。また、本第三者割当は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、下記「９．企業行動規範上の手続に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当につき、必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、本第三者割当が当社において急務となっているリファイナンスであるとともに、中長期的にみて当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

６．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

（１） 名称	シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合１号	
（２） 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号	
（３） 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合	
（４） 組成目的	グロース市場等の国内上場企業に対する第三者割当による成長資金の投資	
（５） 組成日	2024 年７月１日	
（６） 出資の総額	5,100,000,000 円	
（７） 出資者・出資比率・出資者の概要	シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社横浜銀行、株式会社静岡銀行、国内大手企業年金	
（８） 無限責任組合員の概要	名称	シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社
	所在地	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長　水嶋　浩雅
	事業内容	１.投資事業組合財産の運用及び管理 ２.有価証券の取得、管理、保有及び処分 ３.前各号に付帯又は関連する一切の事業
	資本金	１千万円
（９）当社と当該ファンドとの間の関係	資本関係	SCI 投資事業有限責任組合は、本日現在、当社が 2025 年 10 月 23 日に発行した本既存新株予約権付社債（額面総額 500,000,000 円）及び本既存新株予約権（2,100 個）を保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
（10）当社と無限責任組合員との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

（注）１．2026 年 11 月 27 日現在のものであります。

２．SCI 投資事業有限責任組合の出資者の出資比率及び国内大手企業年金の名称については、顧客の守秘義務の観点から非開示とするよう SCI 投資事業有限責任組合より要請されており、開示は控えさせていただきます。

３．当社は、SCI 投資事業有限責任組合との間で締結する本第三者割当契約において、SCI 投資事業有限責任組合から、SCI 投資事業有限責任組合及びその主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係も有していない旨の表明保証を受けております。さらに、SCI 投資事業有限責任組合及びその組合員について、反社会的勢力であるか否か、並びに SCI 投資事業有限責任組合及びその組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表取締役：小板橋　仁、住所：東京都千代田区九段南二丁目３番 14 号　靖国九段南ビル２階）に調査を依頼し、2026 年 10 月 29 日に調査報告書を受領いたしました。同社からは、各種公開情報、公簿、デスクトップサーチ及び独自データベースで照会を行ったとの報告を受けております。当該調査報告書において、SCI 投資事業有限責任組合若しくはその組合員が反社会的勢力である、又は SCI 投資事業有限責任組合若しくはその組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、SCI 投資事業有限責任組合並びにその組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。なお、SCI は、SCI 投資事業有限責任組合が保有する株券等について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権

限又は投資権限を実質的に有しております。

（２）割当予定先を選定した理由

当社は、上記「２．募集の目的及び理由　（１）本リファイナンスの主な目的」に記載のとおり、本リファイナンスについて、戦略的・中長期的な観点から 2026 年 10 月より検討を重ねてまいりました。その結果、本リファイナンスが、既存株主の利益に配慮しながら本既存新株予約権付社債の繰上償還を回避できることや、株式への段階的な転換の促進を図ることで今後発生する償還義務を回避する点において、当社のニーズを満たしていると判断しました。

また、SCI 投資事業有限責任組合は、エンゲージメント投資に定評があり、成長企業の事業支援に強みを持つ SCI が運用しており、2025 年 10 月 23 日に本既存証券の割当てを行いました。

同ファンドは、官民ファンドである株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が出資する成長支援ファンドの投資案件でもあり、信頼性があるとともに、地方に根差した成長意欲ある中堅・中小企業への投資を通じて、地域経済の活性化と企業価値向上の双方を実現することを目的としています。当社のように、グロース市場等に上場する成長企業に対して、資本の提供のみならず、業務提携先の紹介や IR 活動の支援等、事業・経営両面での中長期的伴走支援を行う方針を有しております。

これらを総合的に勘案し、当社は、SCI 投資事業有限責任組合を本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として選定し、本リファイナンスを実行することを決定いたしました。今後も、同ファンドとの連携を通じて、上述した成長投資をより一層推進し、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

（３）割当予定先の保有方針

当社は、SCI 投資事業有限責任組合が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権付社債を普通株式に転換し、また、本新株予約権を行使した上で売却する際における投資資金の回収）を目的としているため、本新株予約権付社債及び本新株予約権については、転換又は行使を完了するまでの間保有する方針である旨、並びに本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、長期保有は予定しておらず、当社普通株式の株価、市場動向及び出来高等を勘案し、市場への影響に配慮しつつ、市場での売却、又は当社の事業成長や資本政策に資する戦略的な相手先及び機関投資家等への譲渡のうち、当該時点においてより適切な方法を選択し、順次売却又は譲渡を進めることで、投資資金の流動化を図る方針である旨の説明を口頭にて受けております。

また、上記「１．募集の概要　（１）本新株予約権付社債　(11) その他」に記載のとおり、本新株予約権付社債の発行日から３か月間は、原則として、割当予定先は本新株予約権付社債の転換を請求できないこと（但し、以下のいずれかに該当する場合を除きます。）を合意する予定です。

① 当社が本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(イ)に基づき本新株予約権付社債の繰上償還に係る通知を行った場合
② 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けが行われることが公表された場合
③ 本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)に定める組織再編行為若しくはスクイーズアウト事由に係る決定の公表がなされ、又は支配権変動事由が発生（大量保有報告書等によりその事実が公表された場合を含む。）した場合
④ 当社が本第三者割当契約に基づき本新株予約権の取得に係る通知を行った場合

また、上記「１．募集の概要　（２）本新株予約権　（９）その他」に記載のとおり、本新株予約権の発行日から３か月間は、割当予定先は本新株予約権を行使できないこと（但し、以下のいずれかに該当する場合を除きます。）を合意する予定です。

① 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けが行われることが公表された場合
② 本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)に定める組織再編行為若しくはスクイーズアウト事由に係る決定の公表がなされ、又は支配権変動事由が発生（大量保有報告書等によりその事実が公表された場合を含む。）した場合
③ 当社が本第三者割当契約に基づき本新株予約権の取得に係る通知を行った場合

なお、当社と、SCI 投資事業有限責任組合が締結する本第三者割当契約における制限として、

SCI 投資事業有限責任組合が本新株予約権付社債及び本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨を合意する予定です。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権付社債の払込資金（500,000,000 円）は、本既存新株予約権付社債の買入資金（500,000,000 円）と相殺して決済されます。また、本新株予約権の払込資金（878,994 円）は、本既存新株予約権の買入資金（3,891,300 円）のうち 878,994 円と相殺して決済されるため、割当予定先による現金の払込みは生じません。

なお、当社と SCI 投資事業有限責任組合との間で締結する本第三者割当契約において、SCI 投資事業有限責任組合から、払込期日において、SCI 投資事業有限責任組合が払込みに要する十分な現金を有する旨の表明及び保証を得ます。

（５）ロックアップについて

当社は、本第三者割当契約において、本第三者割当契約の締結日以降、払込期日から３か月間、SCI 投資事業有限責任組合の事前の書面又は電磁的方法による承諾を受けることなく、以下（ア）及び（イ）に記載する行為を行わない旨を合意する予定です。

（ア）当社普通株式若しくは当社のその他の種類の株式、当社普通株式若しくは当社のその他の種類の株式に転換若しくは交換されうる有価証券、若しくは当社普通株式若しくは当社のその他の種類の株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券に関する、発行、募集、貸付、売付若しくは売付契約の締結、当社の株主による当社普通株式の売出し（金融商品取引法第２条第４項に定めるものをいい、証券会社による引受けを伴うものに限ります。）について同意すること若しくはそのための機関決定を行うこと、又は当社の指示により行為する法人若しくは個人に、上記行為を行わせること

（イ）（ア）に記載する行為を行うことを企図していること、又はそれに同意することを、発表又は公表すること

但し、①本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権による当社の株式の交付、②株式分割又は株式無償割当てに伴う当社の株式の交付、③本第三者割当契約の締結日現在残存している新株予約権の行使による当社の株式の交付、④吸収分割、株式交換、株式交付及び合併に伴う当社の株式の交付、⑤当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社の新株予約権又は株式の発行又は交付、及び⑥会社法第 194 条第３項に基づく自己株式の売り渡しは、上記（ア）及び（イ）で禁止される行為には当たらない旨が定められる予定です。

７．募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026 年６月 30 日）	
熊田　貴之	36.57%
福田　重男	4.90%
熊田　雅之	2.78%
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW （常任代理人　野村證券株式会社）	2.35%
いであ株式会社	1.98%
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC （常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	1.68%
楽天証券株式会社	1.37%
FUSO グループホールディングス株式会社	1.22%
大成温調株式会社	1.22%
DRONE FUND３号投資事業有限責任組合	1.11%

（注）１．割当予定先である SCI 投資事業有限責任組合は、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期保有する見込みがないため、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

２．募集前の大株主及び持株比率は 2026 年６月 30 日現在の株主名簿上の株式数に基づき記載しております。

３．上記の割合は、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。

８．今後の見通し

本リファイナンスが、当社の 2026 年 12 月期の通期業績予想に与える影響はございません。今後、開示すべき事象が発生した場合には、速やかに公表いたします。

９．企業行動規範上の手続に関する事項

上述のとおり、本第三者割当に係る希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、現在の当社の財務状況及び迅速に本リファイナンスを実施する必要があることに鑑みると、株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ２か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社法律顧問より紹介を受けた当社と利害関係のない社外有識者であり、同種案件について豊富な実績を有する加本亘弁護士（ホーガン・ロヴェルズ・カドワラダー法律事務所外国法共同事業）、古川聖氏（当社社外取締役監査等委員）、野島威氏（当社社外取締役監査等委員）及び中川雅博氏（当社社外取締役監査等委員）の４名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を 2026 年 11 月 27 日付で入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

１．結論

本第三者割当について必要性及び相当性が認められるものと考える。

２．意見の理由及び検討内容

（１）必要性

貴社は、2025年10月に割当予定先に対して本既存新株予約権付社債及び本既存新株予約権を発行したところ、貴社の株価の状況により、当初想定していた株式への転換及び本既存新株予約権の行使が進まず、資金調達が十分に進んでいない。また、貴社は、2026年12月期第３四半期累計期間において営業損失を計上し、同四半期末において債務超過となっており、今後の財務状況次第で本既存新株予約権付社債の繰上償還が必要となる可能性があるため、財務基盤の安定化に向けた対応が必要な状況である。そこで貴社としては、当該繰上償還のリスクを回避しつつ、新株予約権の行使が進むことを現実的に期待できる内容の新たな新株予約権付社債及び新株予約権を発行し、かつ貴社の事業の黒字化を図ろうとしている。そのため、具体的には以下の費用に充てる資金の調達が必要であるとのことである。

① 研究開発費

貴社は、Blue Earth Platform®（BEP）を中核として、ドローン・ロボティクス等を活用した社会インフラの点検、防災及び設備管理分野におけるソリューションの開発・提供を進めており、今後は、収益性及び市場成長性の高い事業領域への経営資源の集中、既存技術の標準商品化並びに継続的な収益の確保を重視した研究開発、具体的には、主として以下の領域の研究開発を行うとのことである。

（ⅰ）下水道・水インフラを中心とした点検ソリューションの高度化

（ⅱ）防災・ドローンポート関連ソリューションの商用化推進

（ⅲ）Blue Earth Platform®の共通基盤強化及び標準商品化

研究開発費として総額250百万円が必要とのことである。

② マーケティング費

貴社は、官公庁、地方自治体、インフラ事業者等を対象に、自社のソリューションの普及及び販売拡大を進めており、今後、営業活動の効率性及び受注確度の向上を重視し、重点事業領域に対象を絞ったマーケティング活動を推進したいとのことであ

る。具体的には、以下の活動を考えているとのことである。
（ⅰ）重点事業領域における需要創出及び顧客開拓
（ⅱ）提案活動の標準化及び受注転換率の向上
（ⅲ）パートナーを活用した販路拡大
マーケティング費として総額100百万円が必要とのことである。

③ M&Aに備えた資金
貴社は、事業戦略上の選択肢の一つとして、既存事業との相乗効果が期待できる企業・事業との提携やM&Aを検討しており、具体的には、以下のような事業・機能を対象として想定しているとのことである。
（ⅰ）社会インフラに関する点検・調査業務及び関連する顧客基盤
（ⅱ）ドローン等を活用した現場運用、施工、保守及び設備管理に関する機能
（ⅲ）貴社のソリューションとの連携により継続的な収益の獲得が期待できる事業及びサービス
そのための資金として、総額130百万円が必要とのことである。

④ 本既存新株予約権付社債及び本既存新株予約権の買入資金
貴社としては、割当予定先が保有する本既存新株予約権付社債及び本既存新株予約権の全てを買い入れ、消却することにより、本既存新株予約権付社債に係る償還リスクに対応し、自己資本の充実を図ることを考えているとのことである。そのための資金として、総額503百万円が必要とのことである。

これらの貴社の説明について特に不合理な点を見出さなかった。本既存新株予約権付社債についても、2025年12月期に生じた財務制限条項抵触事由が2026年12月期において解消されない場合には、繰上償還を請求される可能性があることから、このタイミングでリファイナンスが必要という点についても合理的と言える。従って、資金調達の必要性について特に否定する根拠はないと考える。

（２）相当性
（ア）他の資金調達手段との比較
貴社は債務超過の状態にあることから、借入れや普通社債などデットによる資金調達は現実的に難しいと言える。そして、貴社は、割当予定先に対して発行した本既存新株予約権付社債について、財務制限条項抵触事由が生じて、繰上償還を行わなければならなくなるリスクに直面しており、そのリスクに対応すべく、割当予定先との間で本既存新株予約権付社債の買入消却と割当予定先に対する新たな証券の発行を一体的に実施し、転換価額及び行使価額に修正条項を設けることで、株価動向に応じた転換及び行使を可能とすることが望ましいと判断し、割当予定先と協議して、合意に達することができた。すなわち、上記のとおり繰上償還のリスクを回避するという観点から、本第三者割当が他の資金調達手段と比較しても最善の手法であるとのことである。なお、新株予約権付社債や新株予約権について、行使価額が上下に修正され得るものや、そもそも行使価額が修正されないものとの比較という点について、貴社は、新株予約権行使の可能性を高めて資金調達を確実に行う観点から本第三者割当の手法が優れていると考えたとのことである。
この説明について、特に不合理な点を見出しておらず、その結果、他の資金調達手段との比較の観点から本第三者割当を選択したことについて相当性があるものと考える。

（イ）割当予定先について
貴社は、本第三者割当に際して、外部の調査会社（リスクプロ株式会社）から調査報告書（2026年10月29日付）を取得し、割当予定先について特に問題がないことを確認した。さらに割当予定先が資金を十分に保有するか否かに関して、貴社においては、割当予定先に係る投資事業有限責任組合契約書の写しを確認して割当予定先において資金が必要なときに無限責任組合員であるSCIが行うキャピタルコールに応じ、各出資者が割当予定先に対する出資を行う旨の約束があることや、SCIへのヒアリング等を通じて、割当予定先の各出資者がキャピタルコールに応じて割当予定先に対して出資を行う意思があることを確認したとのことである。

これらの説明を踏まえて貴社において割当予定先に関する十分な確認を行っていると理解しており、割当予定先の相当性について問題ないと考える。

（ウ）発行条件について

評価額は外部専門家（赤坂国際会計）によって算定されたことから、同社が作成した評価報告書を検討し、それに加えて同社の公認会計士との間で質疑応答を行った。

その結果、評価額が実務的に極めて一般的な方法により算定されたものであることを確認し、本新株予約権付社債については当該評価額の上限を上回る発行価額、本新株予約権については当該評価額と同額の発行価額が決定されていることから、それぞれの発行価額は相当であると考える。

それに加えて、貴社と割当予定先との間の契約交渉の状況について貴社にヒアリングを行い、交渉中の契約書ドラフトに関しても貴社の代理人から特に懸念が指摘されていないことを確認した結果、発行価額以外の発行条件について相当性を否定する事実を見出していない。

（エ）希薄化について

貴社の説明によれば、本第三者割当を実行しなければ、貴社の事業において黒字化を達成することは難しくなり、現在の債務超過という状況を解消できない上、本既存新株予約権付社債に関して財務制限条項に抵触して償還しなければならなくなるリスクが現実的になるとのことである。そのような事態に至れば、貴社の既存株主に深刻な不利益が生じることとなるため、これを避けるために本第三者割当に伴う希薄化という不利益を受けることも、やむを得ないものと考える。また繰上償還を回避するという目的以外にも、研究開発、マーケティング、及びM&Aの準備という事業のための資金需要に対して、本第三者割当による資金調達により対応することができ、この点からも既存株主にとってメリットがあると言える。すなわち、貴社の既存株主は、本第三者割当による希薄化という不利益を被るものの、それを上回るメリットを享受できると言える。以上から、この点においても本第三者割当の相当性が認められると考える。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして、本日付の取締役会においても、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、本第三者割当による希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

10. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績　　（単位:千円。特記しているものを除きます。）

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
売上高	1,264,574	1,223,237	1,051,466
営業損失（△）	△289,759	△398,416	△548,051
経常損失（△）	△295,670	△392,019	△561,271
当期純損失（△）	△299,270	△394,719	△635,461
１株当たり当期純損失（△）（円）	△90.35	△100.21	△160.55
１株当たり配当額（円）	－	－	－
１株当たり純資産額（円）	260.99	160.79	50.02

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年11月27日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,086,331株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	574,765株	14.07%

（注）上記潜在株式数は、本既存新株予約権付社債及び本既存新株予約権、並びに当社のストックオプション制度に係る潜在株式数であります。

（３）最近の株価の状況

①　最近３年間の状況

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
始値	2,023円	1,614円	554円
高値	2,200円	1,775円	3,070円
安値	1,421円	500円	512円
終値	1,567円	547円	1,173円

（注）当社は2023年12月12日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、それ以前の期間における株価情報はありません。

②　最近６か月間の状況

	2026年6月	7月	8月	9月	10月	11月
始値	1,956円	1,310円	1,221円	1,411円	1,353円	1,017円
高値	1,963円	1,482円	1,483円	1,577円	1,362円	1,033円
安値	1,266円	1,117円	1,195円	1,295円	998円	759円
終値	1,314円	1,236円	1,411円	1,368円	1,025円	782円

（注）2026年11月の株価については、2026年11月26日現在で表示しております。

③　発行決議日前営業日における株価

	2026年11月26日
始値	762円
高値	793円
安値	759円
終値	782円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①　公募増資（新規上場時）

払込期日	2023年12月11日
調達資金の額	793,504千円（差引手取概算額）
発行価額	１株につき1,457.28円
募集時における発行済株式総数	3,279,351株

当該募集による発行株式数	普通株式 550,000 株
募集後における発行済株式総数	3,829,351 株
発行時における当初の資金使途	①ドローン等の購入費用、②研究開発費、③人件費、④PR マーケティング費用及び⑤借入金返済
発行時における支出予定時期	①ドローン等の購入費用：151,000 千円（2024 年 12 月期：54,000 千円、2025 年 12 月期：97,000 千円） ②研究開発費：524,000 千円（2024 年 12 月期：248,000 千円、2025 年 12 月期：276,000 千円） ③人件費：92,000 千円（2024 年 12 月期：50,000 千円、2025 年 12 月期：42,000 千円） ④PR マーケティング費用：28,000 千円（2025 年 12 月期：28,000 千円） ⑤借入金返済：156,000 千円（2024 年 12 月期：18,000 千円、2025 年 12 月期：138,000 千円） ※上記の各充当予定額は、下記②の第三者割当増資による調達資金の額を加味した金額であります。
現時点における充当状況	① ドローン等の購入費用：82,600 千円 ② 研究開発費：298,000 千円 ③ 人件費：87,800 千円 ④ PR マーケティング費用：58,000 千円 ⑤ 借入金返済：35,200 千円 ⑥ 事業運営に係る運転資金：389,767 千円 合計：951,367 千円 上記は、2023 年 12 月に実施した公募増資及び下記②の第三者割当増資による調達資金の充当状況であります。 当社は、新規上場時における事業計画に基づき、ドローン等の購入費用、研究開発費、人件費、PR マーケティング費用及び借入金返済に調達資金を充当することを予定しておりました。 しかしながら、上場後の業績が当初の想定を下回って推移し、2024 年 12 月期及び 2025 年 12 月期において、それぞれ 398 百万円及び 548 百万円の営業損失を計上するとともに、両事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは累計で 821 百万円のマイナスとなりました。 このような状況の下、事業運営及び事業継続に必要な資金の確保を優先した結果、当初予定していたドローン等の購入費用、研究開発費及び借入金返済等への充当額が当初の予定額を下回り、調達資金の一部を事業運営に係る運転資金に充当いたしました。 また、PR マーケティング費用につきましては、2025 年 9 月 26 日付の開示資料においてお知らせしたとおり、受注活動の強化を目的として、当初予定していた金額を上回る支出が生じております。 以上の経緯を踏まえ、上記のとおり当初の資金使途と実際の充当状況との間に差異が生じております。 現在、当社は 2027 年 12 月期の営業黒字化に向け、重点事業領域への経営資源の集中、収益構造及びコスト構造の見直しを進めるとともに、財務基盤の強化に取り組んでおります。今後は、収益性を重視した経営を推進するとともに、調達資金の管理の徹底を図ってまいります。

② 第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払込期日	2023 年 12 月 27 日
調達資金の額	157,863 千円（差引手取概算額）
発行価額	１株につき 1,457.28 円
募集時における発行済株式総数	3,829,351 株
当該募集による	普通株式 109,700 株

発行株式数	
募集後における発行済株式総数	3,939,051株
割当先	大和証券株式会社
発行時における当初の資金使途	上記「①公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。
発行時における支出予定時期	上記「①公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。
現時点における充当状況	上記「①公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。

③　第三者割当増資

払込期日	2025年10月15日
調達資金の額	199,984,800円
発行価額	１株につき2,472円
募集時における発行済株式総数	3,939,051株
当該募集による発行株式数	普通株式80,900株
募集後における発行済株式総数	4,019,951株
割当先	いであ株式会社
発行時における当初の資金使途	①研究開発費、②マーケティング費及び③M&A待機資金
発行時における支出予定時期	①研究開発費：600百万円（2025年10月～2029年９月） ②マーケティング費：200百万円（2025年10月～2029年９月） ③M&A待機資金：406百万円（2025年10月～2029年９月） ※上記の各充当予定額は、下記④の第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行及び⑤の第11回新株予約権の発行による調達資金の額を加味した金額であります。
現時点における充当状況	① 研究開発費：75.5百万円 ② マーケティング費：22.4百万円 ③ M&A待機資金：０円 合計：97.9百万円 なお、上記は2026年１月から同年９月までの対象費用の実績に基づくものであり、2025年10月から同年12月までの対象費用については、2023年12月に実施した公募増資及びオーバーアロットメントに関連する第三者割当増資の資金使途に係る集計との重複計上を避けるため、上記実績には含めておりません。 また、発行時における当初の資金使途及び支出予定額には、下記④及び⑤の発行に係る資金調達の予定額が含まれております。下記⑤の第11回新株予約権については、これまで行使による資金の払込みは行われておらず、本リファイナンスに伴い買入消却を予定しております。 本③及び下記④及び⑤により調達した資金の額（差引手取概算額）である687.8百万円から充当済みの97.9百万円を差し引いた残額である589.9百万円については、今後の資金需要を踏まえ、支出予定時期である2029年９月末までに、各資金使途への充当を進める予定です。

④　第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	2025年10月23日
調達資金の額	500,000,000円
未償還金額	500,000,000円
転換価額	１株につき2,472円
募集時における	3,939,051株

発行済株式総数	
割当先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合１号
当該募集による潜在株式数	202,265 株
現時点における転換状況	転換なし
発行時における当初の資金使途	上記「③第三者割当増資」に記載のとおりであります。
現時点における充当状況	上記「③第三者割当増資」に記載のとおりであります。

⑤　第 11 回新株予約権の発行

割当日	2025 年 10 月 23 日
発行新株予約権数	2,100 個
発行価額	3,891,300 円（新株予約権１個当たり 1,853 円）
発行時における調達予定資金の額	523,011,300 円
割当先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合１号
募集時における発行済株式総数	3,939,051 株
当該募集による潜在株式数	210,000 株（新株予約権１個につき 100 株）
現時点における行使状況	０株
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	０円 ※第 11 回新株予約権の発行価額 3,891,300 円の払込みを受けておりますが、発行諸費用を控除すると差引手取概算額がマイナスとなるため、０円と記載しております。
発行時における当初の資金使途	上記「③第三者割当増資」に記載のとおりであります。
現時点における資金の充当状況	上記「③第三者割当増資」に記載のとおりであります。

（別紙１）

ブルーイノベーション株式会社
第２回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項

１．社 債 の 名 称

ブルーイノベーション株式会社第２回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

２．社 債 の 総 額

金 500,000,000 円

３．各 社 債 の 金 額

金 12,500,000 円の１種

４．払 込 金 額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

５．本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第２項本文及び第３項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

６．利 率

本社債には利息を付さない。

７．担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

８．申 込 期 日

2026 年 12 月 14 日

９．本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2026 年 12 月 14 日

10．募 集 の 方 法

第三者割当の方法により、シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合１号に全額を割り当てる。

11．本社債の償還の方法及び期限

（１） 本社債の満期償還

本社債は、2030 年 10 月 23 日にその総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

（２） 本社債の繰上償還

（イ） 130％ソフトコール条項による繰上償還

当社は、2027 年６月 14 日以降のいずれかの 20 連続取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。以下同じ。）における各取引日において、東

京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」という。）が1,043円（下記第12項第（４）号(ニ)の規定を準用して調整される。）以上であった場合、当該20連続取引日の最終日から15銀行営業日以内に、かつ繰上償還を希望する日（以下、本(イ)において「繰上償還日」という。）の20銀行営業日前までに本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に書面で通知することにより、繰上償還日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき金100円で償還することができる。

（ロ） 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

① 組織再編行為による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本①において「繰上償還日」という。）の10銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を以下の償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

（ｉ） 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式１株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第12項第(4)号(ロ)に規定する。以下同じ。）で除して得られた値（小数第５位まで算出し、小数第５位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ii) （ｉ）以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる５連続取引日の東証終値の平均値を、当該５連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第５位まで算出し、小数第５位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該５連続取引日において第12項第（４）号(ニ)②、④及び⑦に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該５連続取引日の東証終値の平均値は、第12項第（４）号(ニ)①乃至⑦に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社

が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

② 公開買付けによる繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、公開買付け（以下に定義する。）が行われた場合、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本②において「繰上償還日」という。）の 10 銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(ロ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「公開買付け」とは、金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合をいう。

③ 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本③において「繰上償還日」という。）の 10 銀行営業日（但し、東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には 20 銀行営業日）以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第１項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して６か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

④　支配権変動による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該支配権変動事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本④において「繰上償還日」という。）の 10 銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(ロ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第１項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第 27 条の 23 第３項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第４項に規定する株券等保有割合をいう。）が 50%超となった場合をいう。

⑤　スクイーズアウトによる繰上償還

本新株予約権付社債権者は、スクイーズアウト事由（以下に定義する。）が生じた場合、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本⑤において「繰上償還日」という。）の 10 銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(ロ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「スクイーズアウト事由」とは、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第１項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいう。

⑥　財務制限条項抵触による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、財務制限条項抵触事由（以下に定義する。）が生じた場合には、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本⑥において「繰上償還日」という。）の 10 銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「財務制限条項抵触事由」とは、当社の 2026 年 12 月期以降の各事業年度末日における通期の貸借対照表（但し、連結貸借対照表を作成している場合には連結貸借対照表）に記載される純資産合計の金額が、直前の事業年度末日における通期の貸借対照表（但し、連結貸借対照表を作成している場合には連結貸借対照表）に記載される純資産合計の額の 75%を下回った場合で、かつ当社の 2026 年 12 月期以降に終了するいずれかの事業年度を最終年度とする３連続事業年度中の各事業年度に

おける通期の損益計算書（但し、連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載される経常損益がいずれも損失であった場合をいう。

⑦　当社株式等の発行による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社がエクイティ・ファイナンス（以下に定義する。）を実施した場合、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本⑦において「繰上償還日」という。）の 10 銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 110 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「エクイティ・ファイナンス」とは、直接・間接を問わず、①当社普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券（以下「本証券」という。）の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分、②当社普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決め、又は③これらの各行為やその計画に係る公表をいう。但し、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が本新株予約権付社債権者又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、当社が吸収分割、株式交換、株式交付又は合併を行う場合、会社法第 194 条第３項に基づく自己株式の売渡し、当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権付社債の払込期日現在残存している当社新株予約権、本新株予約権及び第 12 回新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、発行会社が他の事業会社（銀行、保険会社、金融商品取引業者その他の金融機関、並びに投資業を主たる事業とする会社、その子会社・関連会社及びこれらが運用する投資ファンド・特別目的会社を除く。）に対して本証券（当社普通株式１株当たりの払込金額（転換価額又は行使価額を含む。）が発行決議日の直前取引日の東証終値の 90％を下回るもの、及び当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額が当社普通株式の時価に連動して決定又は変更されるものを除く。）を発行又は交付する場合、その他適用法令により必要となる場合又は本新株予約権付社債権者が事前に書面により承諾した場合についてはこれに含まれない。

（３）　本項に定める繰上償還日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

（４）　当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12．本新株予約権の内容

（１）　本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は１個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。

（２）　本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

（３） 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を本項第(４)号(ロ)に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

（４） 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初 802 円とする。但し、転換価額は下記(ハ)及び(ニ)の規定に従って修正又は調整される。

(ハ) 転換価額の修正

① 2027 年６月 14 日を初回として、毎年６月 14 日及び 12 月 14 日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ５連続取引日における東証終値の平均値に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を１円以上下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の転換価額が 562 円（以下「下限転換価額」といい、下記(ニ)の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。

(ニ) 転換価額の調整

① 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

② 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

（ｉ） 下記⑥(ⅱ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

（ⅱ） 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

（ⅲ） 下記⑥（ⅱ）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記⑥（ⅱ）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第12回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

（ⅳ） 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記⑥（ⅱ）に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号②（ⅲ）による転換価額の調整が行われている場合には、調整後転換価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

（ⅴ） 上記（ⅰ）乃至（ⅲ）の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記（ⅰ）乃至（ⅲ）にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}\right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

③ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記④に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金 12,500,000 円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

④ （ⅰ）「特別配当」とは、2030 年 10 月 21 日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第 455 条第2項及び第 456 条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金 12,500,000 円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額（当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額）をいう。

（ⅱ） 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

⑤ 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑥（ⅰ） 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

（ⅱ） 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額が初めて適用される日（但し、上記②（ⅴ）の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

（ⅲ） 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記②（ⅱ）の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

⑦ 上記②記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

（ⅰ） 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

（ⅱ） その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

（ⅲ） 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑧ 上記②及び④の規定にかかわらず、上記②又は④の規定に基づく調整後転換価額を初めて適用する日が上記(ハ)に基づく転換価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。

⑨ 転換価額の調整を行うとき（下限転換価額のみが調整される場合を含む。）は、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前転換価額（下限転換価額を含む。）、調整後転換価額（下限転換価額を含む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②(ⅴ)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

（５） 本新株予約権を行使することができる期間

2026 年 12 月 15 日から 2030 年 10 月 21 日までとする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

(イ) 当社が、第 11 項第(２)号又は第(３)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降

(ロ) 当社が、第 14 項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降

（６） 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

（７） 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

（８） 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

（９） 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項第(５)号記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(ロ) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われた日に発生する。

（ハ） 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

(10) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録又は自己株式の当社名義からの振替を行うことにより株式を交付する。

13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第２条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第１項第３号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

14. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

（イ） 当社が第 11 項の規定に違背し、３銀行営業日以内にその履行がなされないとき。

（ロ） 当社が第 12 項第（４）号(ニ)、第 12 項第(10)号又は第 13 項の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち 30 日を経過してもその履行又は是正をしないとき。

（ハ） 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

（ニ） 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 100,000,000 円を超えない場合は、この限りではない。

（ホ） 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

（ヘ） 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

15. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

16. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）

ブルーイノベーション株式会社　経営管理本部 財務経理部

17. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

18．社債権者集会に関する事項

（１） 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも２週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。

（２） 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

（３） 本社債の種類（会社法第 681 条第１号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の１以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

19．行使請求受付場所

ブルーイノベーション株式会社　経営管理本部 財務経理部

20．本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

21．その他

（１） 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

（２） その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以　上

（別紙２）

ブルーイノベーション株式会社第 12 回新株予約権
発　行　要　項

１．本新株予約権の名称

ブルーイノベーション株式会社第 12 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

２．申　込　期　日

2026 年 12 月 14 日

３．割　当　日

2026 年 12 月 14 日

４．払　込　期　日

2026 年 12 月 14 日

５．募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をシンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合１号に割り当てる。

６．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

（１）　本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 623,400 株とする（本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第（２）号乃至第（５）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

（２）　当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

（３）　当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第９項第（２）号に定義する。）の調整を行う場合（第 11 項第（６）号に従って下限行使価額（第 10 項に定義する。）のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする（なお、第 11 項第（６）号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に第 11 項第（２）号又は第（５）号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。）。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（４）　本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第（２）号、第（４）号及び第（５）号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。

（５）　割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必

要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7．本新株予約権の総数

6,234個

8．各本新株予約権の払込金額

金141円（本新株予約権の目的である株式1株当たり1.41円）

9．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（1） 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

（2） 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初802円とする。

10．行使価額の修正

2027年6月14日を初回として、毎年6月14日及び12月14日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ5連続取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」という。）の平均値に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が562円（以下「下限行使価額」といい、下記第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11．行使価額の調整

（1） 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

（2） 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(４)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(４)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第２回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(４)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c}\text{調整前}\\ \text{行使価額}\end{array} - \begin{array}{c}\text{調整後}\\ \text{行使価額}\end{array}\right) \times \begin{array}{c}\text{調整前行使価額により}\\ \text{当該期間内に交付された株式数}\end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

⑥(ｉ) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(ii)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{c}\text{調整後}\\ \text{行使価額}\end{array} = \begin{array}{c}\text{調整前}\\ \text{行使価額}\end{array} \times \frac{\text{時価} - \text{１株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「１株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。

１株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

(ii)「特別配当」とは、2030年10月23日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式１株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第２項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における本新株予約権１個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額（当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額）をいう。

(iii) 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月１日以降これを適用する。

（３） 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

（４）① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(２)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(２)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

（５） 上記第(２)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（６） 本項第(２)号の規定にかかわらず、本項第(２)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記第10項に基づく行使価額の修正の効力発生日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

（７） 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額のみが調整される場合を含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額（下限行使価額を含む。）、調整後行使価額（下限行使価額を含

む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第（２）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12．本新株予約権を行使することができる期間

2026 年 12 月 15 日から 2030 年 10 月 23 日までとする。

13．その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14．本新株予約権の取得条項

各本新株予約権の取得条項は定めない。

15．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16．本新株予約権の行使請求の方法

（１） 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

（２） 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

（３） 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

（４） 本項に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

17．新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18．本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権１個の払込金額を金 141 円とした。

19．行使請求受付場所

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部

20．払込取扱場所

東京都豊島区南池袋二丁目 28 番 10 号

株式会社三菱ＵＦＪ銀行 西池袋支店

普通預金　1257162

ブルーイノベーション株式会社

21．社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22．振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町７番１号

23．その他

（１） 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

（２） 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

（３） その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以　上